

## 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

### 【蕨市国民健康保険条例の一部を改正】

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルスに関する緊急対応第2弾の中で、国民健康保険等において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれ、国から市町村等に傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がありました。

国内の感染拡大防止の観点から、傷病手当金を支給する市町村に対し支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされ、国民健康保険制度において、傷病手当金は条例を制定して支給することができる任意給付であることから、蕨市においても国民健康保険条例の一部改正をおこない、傷病手当金の支給を行うこととなりました。

### 【制度概要】

#### 対象者（下記のすべての条件を満たす方）

- ・国民健康保険の被保険者のうち、お勤め先から給与等の支払いを受けていること。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。
- ・労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日があること。

#### 支給日数

- ・就労できなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

#### 支給金額

（直近3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した額）×2/3×日数  
※上限30,887円/日

#### 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6月まで）